

令和6年度長野県松くい虫防除対策協議会 次第

日時：令和7年1月23日 午後1時30分から3時30分まで
場所：県庁西庁舎3階 301号会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 令和6年度の松くい虫被害と対策の実施状況について

資料1

(2) 令和7年度の松くい虫被害対策について

資料2

(3) 国有林における松くい虫被害対策について

資料3

(4) 松くい虫被害対策実施計画の変更（案）について

資料4

(5) その他

4 閉 会

令和6年度長野県松くい虫防除対策協議会 出席者名簿

(令和7年1月23日)

所 属	職 名	氏 名	備 考	出 欠
中部森林管理局 保全課	課長	屋敷 昌司		出席
〃	主任主事	川住 詩歩		出席
長野県市長会				欠
長野県町村会	政務係長	丸山 英樹		出席
長野県森林組合連合会	業務課長	田口 連蔵		出席
長野県林業経営者協会		三善 健一		欠
長野県農業協同組合中央会 (JA長野県営農センター)				欠
長野県木材協同組合連合会	専務理事	柴田 昌志		出席
長野県建設業協会	総務部長	永原 祐二		出席
長野県建築士会				欠
長野県造園建設業協会				欠
長野県治山林道協会				欠
公募委員		片倉 正行		出席
公募委員		藤山 静雄		出席
環境部 自然保護課	技師	坂口 龍之介		出席
農政部 農業技術課	主任	羽生 友多		出席
農政部 園芸畜産課	普及指導員	山崎 雅弘		欠
建設部 都市・まちづくり課	主事	飯田 真子		欠
建設部 砂防課 (調査管理係)	主任	丸山 秀司		欠
県民文化部 文化振興課	指導主事	寺内 貴美子		出席
林業総合センター育林部	育林部長	小山 泰弘		出席
林務部	林務部長	須藤 俊一	会長	出席
林務部森林政策課	企画係 課長補佐	上田 岳義		出席
林務部信州の木活用課	林業経営支援係 課長補佐	長澤 幸一		出席

事務局

林務部森林づくり推進課	課長	小澤 岳弘	
	企画幹兼 係長	井出 政次	司会
	担当係長	磯尾 典寿	
	技師	小口 燎巳	

026-235-7275

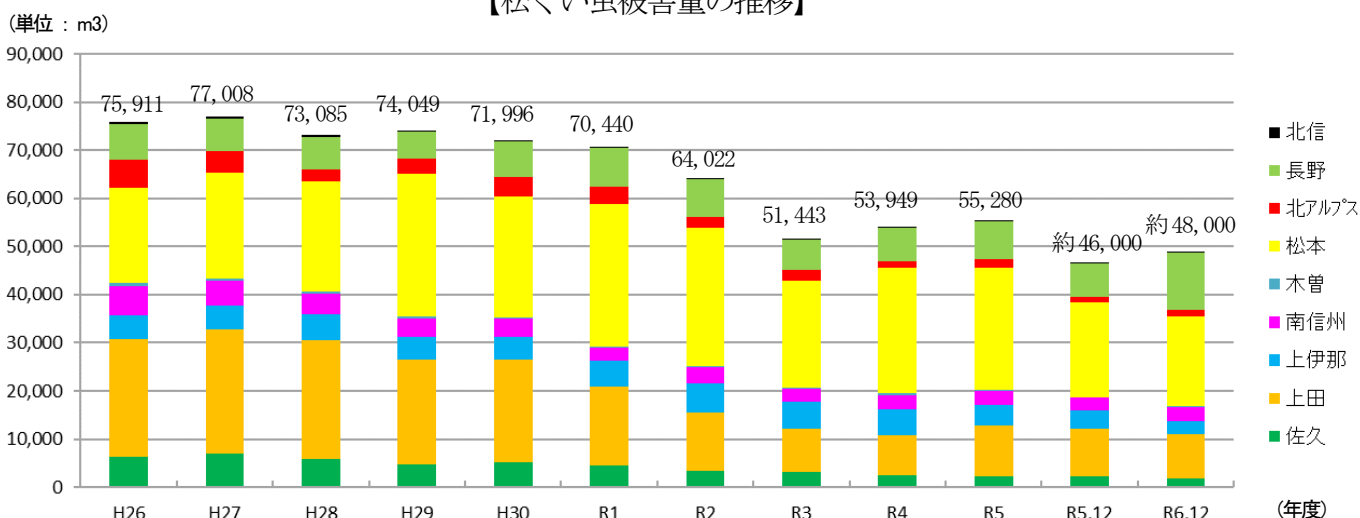
令和6年度の松くい虫被害と対策の実施状況について

1 令和6年度（12月）までの被害の発生状況について

(1) 県内の被害概況

- 長野県における松くい虫被害は、昭和56年度の確認以来年々増加し、平成7年度には5万7千m³となった。
- その後、平成11年度にかけて減少傾向にあったが、再び増加に転じ、平成25年度にそれまでの最高となる7万8千m³となった。
- 令和6年度は、12月末現在の被害量で約4.8万m³であり、前年同期の約4.6万m³と対前年比104%と微増傾向となっている。
- 地域別では、佐久、上田、上伊那、松本地域で減少しているものの、全県では微増傾向にある。

【松くい虫被害量の推移】



(2) 全国における被害状況

- 全国の被害量のピークは昭和54年の243万m³で、近年は28万m³程度で推移し近年減少傾向であったが、令和5年度は前年度比127%の約31万m³で12年ぶりに増加した。
- 令和5年度長野県民有林の被害量は5.5万m³で、全国民有林被害量の約20%となっており、全国で最も多い被害量となっている。

2 令和6年度の被害動向

ア 地域別の動向

○上田地域（全県被害の19%：被害量3位）

平成27年以降減少傾向にあり、令和6年12月現在、昨年より被害が減少しているものの、依然として被害量は多く、公共造林事業を活用した「衛生伐」による駆除対策のほか、区域を限定してアカマツ以外の樹種への転換「樹種転換」の導入により、対策を進めている。

○松本地域（全県被害の38%：被害量1位）

平成23年頃より被害が増加してきたが、R元年頃から減少傾向。ただし、塩尻市や朝日村などでは被害が増加しており、このような箇所は、アカマツ以外への転換を図るため、伐倒駆除のほか、公共造林事業を活用し「衛生伐」「樹種転換」を進めている。

○長野地域（全県被害の24%：被害量2位）

平成7年度以降平成15年度まで被害量が減少していたが、その後やや増加傾向で推移しており、令和6年12月現在、昨年同時期より被害は増加、高止まり状態である。伐倒駆除のほか、公共造林事業を活用し「衛生伐」による駆除対策を進めている。

イ 被害木駆除の概要

駆除の考え方

- 当年枯れは、カミキリの産卵源（カミキリの卵をもっている可能性が大）となっていることから、必ず令和7年の羽化脱出時期（6月頃）までに駆除する必要がある。
- 年越し枯れは、新たな産卵源を作らないためカミキリの羽化・脱出前に駆除することが望ましい。
- 上記のように、春駆除と秋駆除それぞれの目的を承知し、駆除を進めることが必要である。
- いずれにしても、どの時期に枯損したかを把握する必要がある。

年間計画

現在

年・月		R5年度		R6年度												R7年度												R8年度					
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6			
カミキリの生活史						羽化脱出								羽化脱出								羽化脱出											
						加害活動								加害活動								加害活動											
						産卵								産卵																			
枯損状況	年越し枯れ	年越し枯れ												年越し枯れ								年越し枯れ											
		駆除												駆除								駆除											
	当年枯れ			当年枯れ												当年枯れ																	
		駆除(産卵木対象)				駆除(産卵木対象)												駆除(産卵木対象)															

※ 年越し枯れ：長野県のような寒冷地では、夏に感染した松が、秋以降の低温状況により、ザイセンチュウの増殖が抑えられ、翌年の気温上昇に伴いザイセンチュウの活性が上がり、増殖後に松の枯れるパターンをいう。

※ 地域により、枯損時期は異なる。

ウ 気象要件

- 令和6年の夏季の月平均気温は、6月が全県で平年よりやや高く、8月は全県で平年よりかなり高い状況であった。
- 令和6年度は、地域によってマツノマダラカミキリ成虫の初発日が早かった可能性があるが、気温による令和6年度の被害量変化に対する影響は小さいと考えられる。
- 被害量増加の要因として、今まで被害の少なかった箇所への被害拡大が考えられる。
- 被害量が減少した地域の要因として、被害や樹種転換によりアカマツ林面積が減少していることや各地域での防除対策の効果が考えられる。

表1 令和6年度の月平均気温（気象庁HP、平年差は1991-2020データに基づく平年値との差）

区分		長野	松本	諏訪	軽井沢	飯田
6月平均気温	今年(°C)	21.4	21.0	20.0	16.8	20.9
	平年差	+1.0	+0.8	+0.7	+0.8	+0.3
	階級	高い	高い	高い	高い	高い
8月平均気温	今年(°C)	27.0	26.4	25.5	22.5	26.9
	平年差	+1.6	+1.3	+1.4	+1.7	+1.5
	階級	高い	高い	高い	高い	高い

※平年並の範囲（東日本6～8月）-0.2～+0.2

3 具体的な防除への取組み

- (1) 平成15年度から、それまでの全量駆除の方針を転換し、守るべき松林及び周辺松林（対策対象松林）（資料4参照）を決め、重点的に対策を実施している。
- 守るべき松林・・・山地災害防止機能等が高く保全を図る必要がある森林
 - 周辺松林・・・守るべき松林の周辺に位置し、守るべき松林への感染の防止を図る森林
- (2) 被害の拡大を防止するため、守るべき松林及び周辺松林を主体として、以下の対策に取り組んでいる。

区分		松林区分	事業内容
予 防	薬剤散布	守るべき松林	有人・無人ヘリコプター等による薬剤散布
	安全確保対策		説明会や薬剤の安全確認調査
	樹幹注入		特に重要な守るべき松への殺線虫剤の注入
駆 除		守るべき松林 周辺松林	松くい虫被害木の伐倒駆除
森 林 整 備	樹種転換や不要木の処理	周辺松林	アカマツ以外の樹種への転換 不用木（被害木を含む）等の伐倒処理等
枯損木 処 理	アカマツ材の利活用	区分なし	白骨化した枯損木を含む被害木・健全木を チップ化し木質バイオマス等として利活用

(注) 薬剤散布は区域を限定し実施

- (3) これらの対策を、被害の配置や拡大方向等を考慮しつつ、被害対策対象区分図等により、地域の合意を得ながら具体的な取組みを進めている。
- (4) 引き続き、個々の守るべき松林の状況に応じ、必要に応じ複数の防除手段を組み合わせた総合対策を実施していく。

4 特別防除での取組状況

- (1) **安全確認調査について（市町村実施）（別紙1-1・1-2）**
 特別防除及び無人航空機散布を実施した市町村において、散布による周辺への影響を確認するため、下流域での水質及び周辺での大気調査を実施した。
 いずれの調査においても、国等が定める基準値（指針値）を超える値は確認されなかった。
- (2) **長野県特別防除環境影響調査（大気・土壌、昆虫類）について（別紙2）**
 駒ヶ根市において、散布による周辺への影響を確認するため、「大気・土壌」及び「昆虫類」の調査を実施した。
 ア 大気・土壌調査とも、いずれの調査地点においても、調査の定量下限値（検出可能値）未満であった。
 イ 散布調査区は無散布地区に対し散布直後に種類及び個体数が減少する変動が認められたが、1ヶ月後には種類及び個体数とも回復が見られたため、特別防除による昆虫類相への影響は一時的であったと考えられる。
- (3) **リスクコミュニケーション（住民説明等）の取組みについて（別紙3）**
 特別防除及び無人ヘリ散布を実施した市町村において、安全確保を図るため、地元住民等への説明会を実施した。

また、併せて広報により薬剤散布の内容（期日、時間、注意事項等）を周知するとともに、医療機関等と連携し、安全確保を図るための取組みを実施した。

(4) 特別防除等の枯損木調査について（別紙4）

平成26年度より、特別防除及び無人ヘリ散布による散布効果を把握するため、薬剤散布実施区域（散布区）と未実施区域（無散布区）調査地を設定し、枯損本数調査を行い、地域ごとの防除効果の把握に努めている。

(調査概要)

ア 調査対象

特別防除及び無人ヘリの薬剤散布地

イ 調査対象期間

3カ年を原則としたが、調査を継続している。

ウ 事業主体

市町村（県は基準の作成、技術的な助言を行う）

エ 調査内容等

- 薬剤の散布区、無散布区に、樹高などが同程度のプロット（概ね100本程度）を設定する。
- 薬剤散布前の春季、薬剤散布後の秋季に、それぞれの枯損本数を目視、ヤニ打ち等で調査する。
- 枯損木は、調査後、速やかに伐倒くん蒸等の除去を行う。

5 その他

市町村森林整備支援事業について（森林づくり県民税活用事業）

令和2年度より、森林環境譲与税活用事業にて、松くい虫の未被害市町村が行う、巡視・被害木の伐倒駆除等被害の未然防止のための取組を支援してきた。令和5年度からは、森林づくり県民税活用事業に財源を変更し、同様の支援に併せ枯損木の利活用の支援を継続している。

6 事業実施状況

被害対策の実績・計画

区分	単位	R2	R3	R4	R5	R6 (予定)	R7 (計画)
被害木駆除	m3	31,855	24,901	27,681	24,870	24,558	22,486
空中薬剤散布・有人	ha	190	190	190	190	190	190
空中薬剤散布・無人	ha	39	23	21	21	21	21
地上薬剤散布	ha	42	35	31	31	29	33
樹幹注入	本	240	103	114	100	100	130
樹種転換	ha	121	130	161	370	350	361
枯損木利活用	m3	8,937	5,732	519	784	1,480	2,000(予定)

※ 樹種転換の面積は、特殊地拵、植栽の合計面積

令和6年度安全確認調査結果（市町村実施）

1 水質調査

(1) 特別防除

全ての検体で基準値以下であった。

○チアクロプリド 0.3mg/l (水質汚濁に係る農薬登録留保基準) (エコロン3フロアブル)

(単位: mg/l)

市町村	散布日	散布薬剤	調査地点名	散布区域からの距離(m)	測定下限値	散布前	散布当日	散布翌日	散布3日後	散布5日後	散布1ヶ月後	散布2ヶ月後	散布後初降雨(10mm以上)	散布後初降雨日
駒ヶ根市	R6.6.19	エコロン3フロアブル	下塩田第3井	200	0.0001	0.0001未満	0.0001	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0011	R6.6.21
豊丘村	R6.6.17	エコロン3フロアブル	壬生沢南沢ほか4箇所	500	0.0003	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	R6.6.19
安曇野市	R6.6.21	エコロン3フロアブル	明科 潮沢	700	0.0001	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	—	—	0.0001未満	R6.6.23
生坂村	R6.6.21	エコロン3フロアブル	大城-京ヶ倉	800	0.0001	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	R6.6.21
筑北村	R6.6.21	エコロン3フロアブル	北山	500	0.0001	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	R6.6.22
大町市	R6.6.21	エコロン3フロアブル	上簗	1,200	0.0001	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	—	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	R6.6.21
坂城町	R6.6.20	エコロン3フロアブル	出浦沢川	500	0.0001	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	R6.6.24

2 大気調査

全ての検体で評価値（指針値）以下であった。

(1) 特別防除

○評価値 チアクロプリド 60 μg/m3以下（航空防除農薬環境影響評価検討会報告書）より推計

(兵庫県・長野県)

(単位：μg/m3)

市町村	散布日	散布薬剤	測定地点名	散布区域からの距離(m)	測定下限値	散布前	散布当日			散布翌日		散布2日後	散布4日後	備考
							散布中	散布直後	日中	早朝	日中			
駒ヶ根市	R6. 6. 19	エコワ ン3フ ロアブ ル	大久保	400	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	チアクロ プリド	
豊丘村	R6. 6. 17		長沢リンゴ 団地	300	0.05	0.05未満	0.2	0.06	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満		0.05未満
			千駄木	600	0.05	0.05未満	0.06	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満		0.05未満
安曇野 市	R6. 6. 21		明科 潮沢①	2,000	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満		0.05未満
			明科 潮沢②	4,000	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満		0.05未満
麻績村	R6. 6. 21		野間	420	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満		0.05未満
生坂村	R6. 6. 21		古坂	530	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満		0.05未満
			金戸山	270	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満		0.05未満
			大城・京ヶ倉	1,450	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満		0.05未満
筑北村	R6. 6. 21		北山、西山	300	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満		0.05未満
大町市	R6. 6. 21		上籠	1,200	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満		0.05未満
坂城町	R6. 6. 20		苧屋原	200	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満		0.05未満
			上平	500	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満		0.05未満
			中之条	2,300	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満		0.05未満

(2) 無人ヘリ

○評価値 チアクロプリド 60 μg/m3以下（航空防除農薬環境影響評価検討会報告書）より推計

(単位：μg/m3)

市町村	散布日	散布薬剤	測定地点名	散布区域からの距離(m)	測定下限値	散布前	散布当日			散布翌日		散布2日後	散布4日後	備考
							散布中	散布直後	日中	早朝	日中			
坂城町	R6. 6. 20 7. 10	エコワ ン3フ ロアブ ル	苧屋原	50	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	チアクロ プリド

注) 坂城町は2回目の散布の調査結果

令和6年度長野県特別防除環境影響調査実施状況（概要）

- 1 事業主体 長野県
- 2 調査実施箇所 長野県駒ヶ根市
- 3 特別防除実施日 令和6年6月19日
- 4 使用薬剤 エコワン3フロアブル（チアクロプリド3%）1回散布
- 5 調査概要
以下の調査を実施した。

(1) 調査方法等

区 分		調 査 内 容	調査回数
大気・土壌	大気	○大気については、定点（3地点）を設定し、それぞれ8回（散布前、散布当日、散布翌日、散布2日後、散布4日後）の気中濃度を測定（定量下限値 $0.05\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）計24回 ○チアクロプリド及び代謝物であるアミド体について調査	24
	土壌	○土壌については、散布区域に定点（1か所）を設定し、計3回（散布前、散布後2日、散布後90日）散布後の土壌1kgを採取し、濃度分析を実施 ○チアクロプリド及び代謝物であるアミド体について調査	3
昆 虫 類		○散布区域、無散布区域に調査地点を設定し、昆虫相及び生息状況を調査 ○調査は、それぞれ散布前、散布後、散布1か月後の計3回実施 ○手法は、スウィーピング法及び斃死トラップ調査により実施し、調査結果を考察	6 (2ヶ所×3回)

(2) 調査地の状況

区 分		散布調査区	無散布調査区
地況	標高	720m	800m
	地質	美濃帯及び領家変成岩	美濃帯及び領家変成岩
	土壌型	褐色森林土壌	褐色森林土壌
林況	アカマツ林齢	72年（天然）	63年（天然）
	アカマツ以外樹種構成等	ムササギギブ、ソヨゴ等	ソヨゴ、クリ、コナラ、ヤマザクラ等

6 調査結果の概要

(1) 大気・土壌

ア 気中濃度については、全てが定量下限値（ $0.05\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）未満であり、気中濃度評価値（推定） $60\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える検体は確認されなかった。

イ 土壌においても、チアクロプリド、アミド体とも定量下限値（ $0.005\text{mg}/\text{kg}$ ）未満であった。

(2) 昆虫類

ア 散布調査区は無散布地区に対し散布直後に種類及び個体数が減少する変動が認められたが、1ヶ月後には種類及び個体数とも回復が見られたため、特別防除による昆虫類相への影響は一時的であったと考えられる。

(3) その他

平成28年度から調査地を駒ヶ根市に変更しており、令和7年度以降も調査を継続し、影響を把握することとする。

1 大気・土壌調査結果

【 大気調査 】

全ての検体で定量下限値未満であった。

○評価値 チアクロプリド 60 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 (航空防除農薬環境影響評価検討会報告書より推計)
(兵庫県・長野県)

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定場所	散布前 (6月17日)	散布当日(6月19日)			散布翌日(6月20日)		散布 2日後 (6月21日)	散布 4日後 (6月23 日)
		散布中	散布直後	日中	早朝	日中		
① 散布地直近 (猿岩水面展望台)	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
② 散布地南側 200m (善福寺)	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
③ 散布地西側 1 Km (東伊那支所)	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満

注1) 定量下限値は0.05 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

注2) アミド体はチアクロプリドの代謝物であり、測定値はチアクリプリドと同じ

【 土壌調査 】

全ての検体で定量下限値未満であった。

(単位: $\text{m g}/\text{kg}$)

市町村	測定場所	散布前日 (6月17日)	散布後 2日目 (6月21日)	散布後 90日目 (9月17日)
駒ヶ根市 (散布地内)	東伊那	0.005未満	0.005未満	0.005未満

注1) 定量下限値は0.005 $\text{m g}/\text{kg}$

注2) アミド体はチアクロプリドの代謝物であり、測定値はチアクリプリドと同じ

2 昆虫類調査結果

【調査実施状況】

調査名	調査日	調査時間	調査区	天候	調査手法
散布前	6月17日	9:00~12:00	散布調査区	晴れ	○スウィーピング法※ (捕虫ネットにより、同一の調査者が、同一時間で捕獲を実施)
		13:00~16:00	無散布調査区	晴れ	
散布翌日	6月20日	9:00~12:00	散布調査区	晴れ	
		13:00~16:00	無散布調査区	曇り	
散布後1か月	7月23日	9:00~12:00	散布調査区	晴れ	
		13:00~16:00	無散布調査区	晴れ	

※スウィーピング調査とは、林内植生の葉や枝をなぞる様な捕獲手法で、飛散する昆虫を捕らえることを目的とはしていない。稀にスウィーピングで飛散する昆虫が捕獲される場合があるが、飛散する昆虫を追いかけて捕獲する事は恣意的になるため行っていない。

【調査結果】

(1) スウィーピング調査により、散布区域では散布後62種で418個体が確認された。

採取個体は、ハエ目、チョウ目、ハチ目、クモ目が多く確認された。

(2) 無散布区域では散布後74種で370個体が確認された。

採取個体は、コウチュウ目、ハエ目、クモ目等が多く確認された。

調査名	区分	散布前	散布翌日	散布後1ヶ月
散布調査区	種 (図1赤)	61	47	62
	個体数 (図2赤)	387	146	418
無散布調査区	種 (図1青)	13	87	74
	個体数 (図2青)	428	503	370

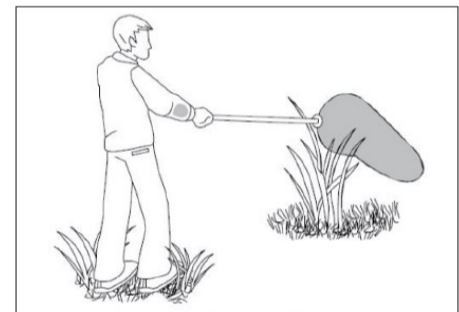


図 スウィーピング調査方法^{※3}

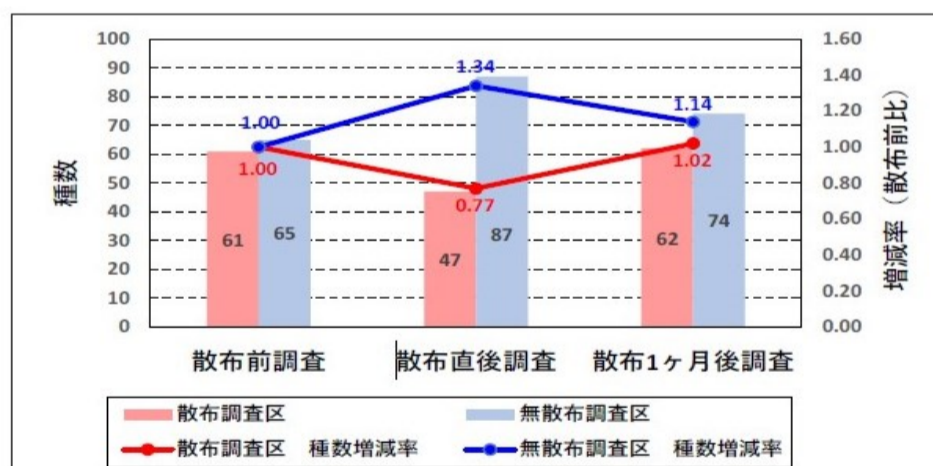


図1 各調査時期における種数の変化と散布前調査に対する増減率

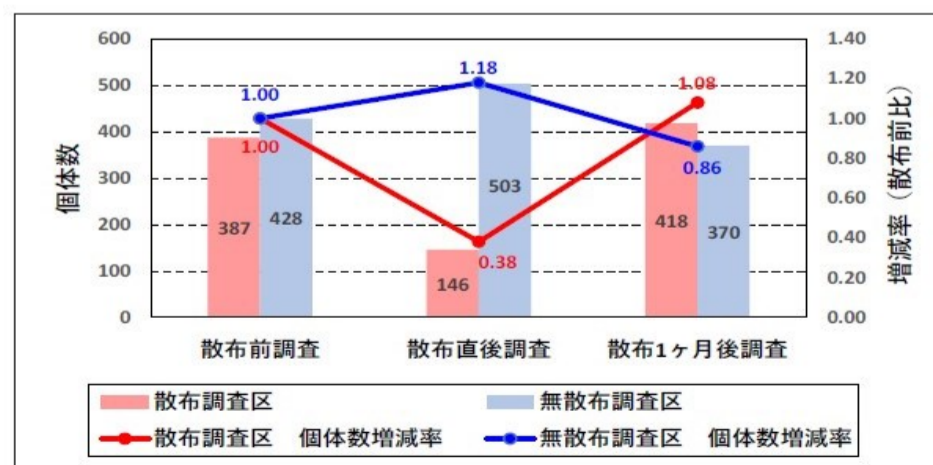


図2 各調査時期における個体数の変化と散布前調査に対する増減率

令和6年度特別防除及び無人航空機による住民説明等の状況

1 特別防除の実施状況

市町村名	地区名	散布面積 (ha)	散布日	住民説明会等		住民等への広報
				方法	回数	
駒ヶ根市	東伊那	38	6月19日	○松くい虫対策協議会、住民説明ほか	2	○チラシ全戸配布・有線、市ホームページ等
豊丘村	河野・神稲	70	6月17日	○区長会、森林整備推進協議会	2	○広報誌、文字放送、有線放送等
安曇野市	明科	5	6月21日	○潮沢区総会説明、安曇野市松くい虫被害対策協議会ほか	3	○広報誌、散布地区チラシ全戸配布、3小中学校・2認定こども園訪問、HP、Twitter、看板設置等
麻績村	年中原	4	6月21日	○松くい虫対策協議会、住民説明	2	○ホームページ、広報無線、医療施設及び学校関係者への通知等
生坂村	古坂・金戸山・込地・大城・京ヶ倉・池沢・小立野入	29	6月21日	○村政懇談会において住民説明(オンライン併用)	1	○村ケーブルテレビ、同報無線、区・班回覧、看板設置等
筑北村	北山・西山	16	6月21日	○防除対策協議会(地区説明)、区長会説明ほか	2	○告知放送、看板設置、村HP
大町市	上籠	3	6月21日	○自治会への通知送付	1	○広報無線、HP、看板設置
坂城町	上平・苅屋原	25	6月20日	○住民説明会、地区防除対策協議会	3	○広報誌、行政防災無線、ホームページ掲載、チラシ配布
合計	8市町村	190			16	

2 無人ヘリ

市町村名	地区名	実施面積 (ha)	散布日	住民説明会		住民等への広報
				方法	回数	
駒ヶ根市	東伊那	16.5	6月11日 7月9日	○住民説明ほか	2	○チラシ全戸配布・有線、市ホームページ等
坂城町	苅屋原	4.5	6月20日 7月10日	○住民説明会、地区防除対策協議会	3	○広報誌、行政防災無線、回覧、チラシ配布、看板設置等
合計	2市町	21			3	

枯損木調査 箇所ごと

調査時期は当年度枯れと翌年度枯れがあるため、散布年度の秋と、翌年度散布前の春とする

枯損木の数量は累計

市町村	地区	散布方法	区分	調査対象 本数	変更調査対 象本数 (R1 秋から)	変更調査対 象本数 (R2 春から)	変更調査対 象本数 (R6 秋から)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	備考
								枯損率	枯損率	枯損率	枯損率	枯損率	枯損率	枯損率	枯損率	枯損率	枯損率	枯損率	
安曇野市	岩州公園	有人へり	散布	123				0.0%	1.6%	3.3%	4.9%	6.5%	8.1%	8.9%	9.8%	9.8%	11.4%		
		—	無散布	146		145		2.7%	6.8%	12.3%	18.5%	23.3%	27.6%	29.0%	32.4%	34.5%	35.9%	37.2%	風倒による調査対象木の減
生坂村	大城-京ヶ倉	有人へり	散布	142				0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	2.1%	2.1%	2.1%	2.8%		
		—	無散布	100				2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	6.0%	6.0%	7.0%	9.0%		
大町市	上籠	有人へり	散布	163			165	0.0%	0.0%	1.8%	1.8%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.0%	R6秋再設定
		—	無散布	103		100	93	4.9%	9.7%	20.4%	21.4%	23.3%	24.3%	24.0%	24.0%	24.0%	27.0%	30.1%	R6秋再設定
駒ヶ根市	東伊那	有人へり	散布	95	100			2.1%	2.1%	5.3%	5.3%	6.3%	3.0%	3.0%	6.0%	11.0%	14.0%	23.0%	R1秋から
		—	無散布	100	84			0.0%	0.0%	9.0%	18.0%	20.0%	2.4%	8.3%	8.3%	14.3%	42.9%	45.2%	調査地変更
坂城町	苧屋原	無人へり	散布	20				0.0%	0.0%	20.0%	20.0%	20.0%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	無散布との比較のため6本追加
		—	無散布	20				0.0%	35.0%	40.0%	40.0%	45.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	新たに再設定
豊丘村	上平	有人へり	散布	100				0.0%	6.0%	12.0%	15.0%	17.0%	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%	21.0%	22.0%	
		—	無散布	100				2.0%	7.0%	11.0%	12.0%	16.0%	22.0%	22.0%	22.0%	28.0%	32.0%	36.0%	37.0%
合計	R6 散布地区のみ	—	無散布	100						7.0%	7.0%	7.0%	8.0%	10.0%	10.0%	11.0%	11.0%	11.0%	
		—	散布	1,299	1,079	979	750						17.2%	11.0%	16.3%	7.2%	8.1%	8.8%	10.5%
			無散布	1,188	967	860	642					32.7%	21.1%	31.9%	19.3%	21.3%	26.6%	27.9%	

R6秋に調査を実施した地区のみ集計

令和7年度の松くい虫被害対策について

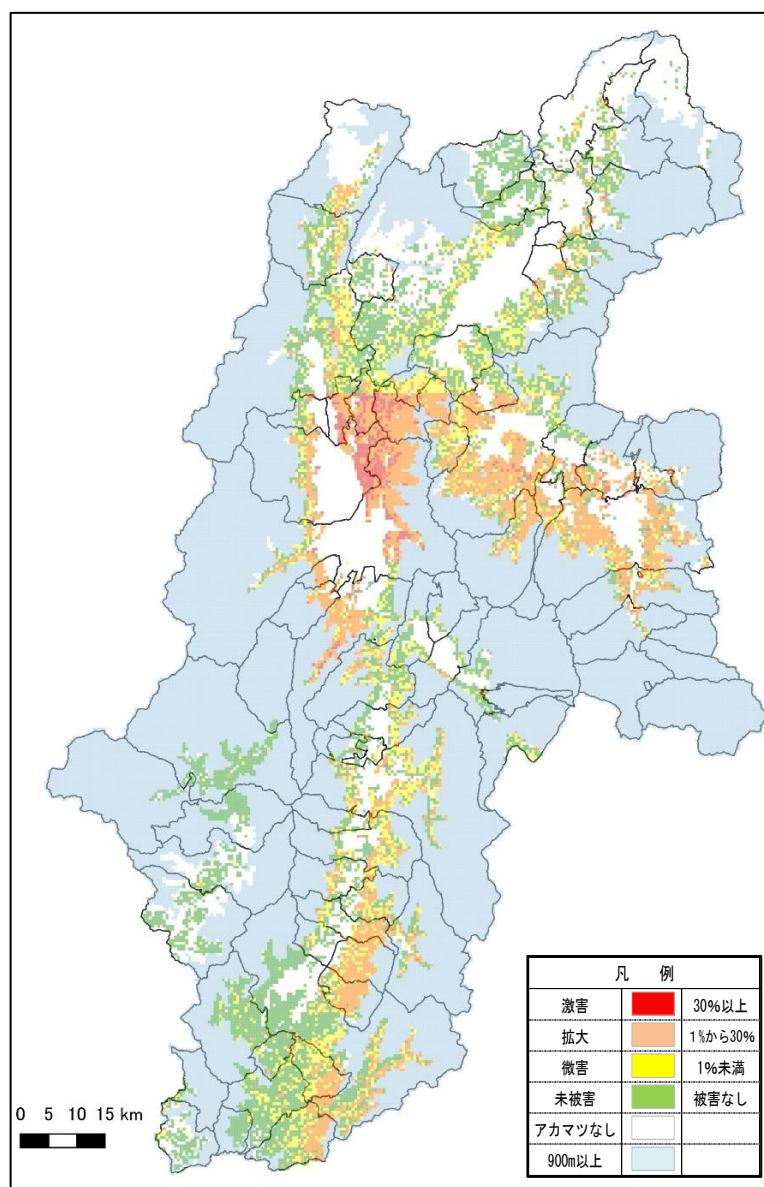
1 基本方針

- 拡大する被害の防除を進めるため、「守るべき松林」等を明確に定め、薬剤による予防散布や被害木の的確な伐倒駆除、感染源対策としての樹種転換、被圧木処理などを有機的に組み合わせ、効果的な総合防除を実施するため、未被害地から激害地の被害程度に合わせて4区分した「松くい虫被害レベルマップ」と対策事業をパッケージ化することにより、対象松林毎に適した効率的な総合防除対策を実施します。
- 被害区域の拡大防止を図るため、被害の先端地域等を重点に防除対策を徹底します。

2 具体的な対策

(1) 松くい虫被害レベルマップを活用した対策

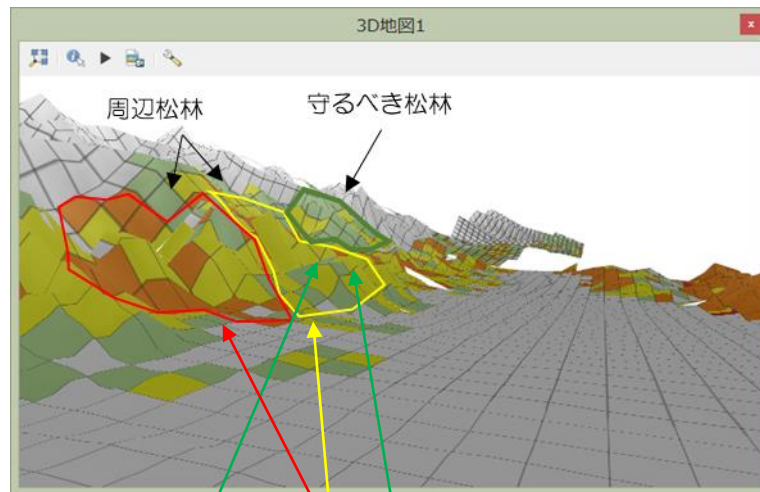
レベルマップにより被害を見える化し、松林区分と被害レベルに応じた対策が明確になります。



4区分に色分けした松くい虫被害レベルマップ（全県版）

【パッケージ対策】

松林区分と被害レベルに応じた対策が明確になります。



被害レベル 松林区分	未被害	微被害	拡大	激害
守るべき松林	予防【薬剤散布（リスクコミュニケーション必）】	予防【薬剤散布（リスクコミュニケーション必須）等】		松林区分の見直し 被害林再生 景観整備 枯損木利活用など
重要な保安林 災害履歴地・治山施工地 被害拡大防止の要所等	保安林整備（治山事業）	保安林整備（治山事業） 樹種転換（枯損木等伐採、植栽）、土留工等		
周辺松林		伐倒駆除、樹種転換	被害林再生 景観整備 枯損木利活用など	
その他松林	樹種転換	樹種転換		
道路等ライフラインの倒木対策 （上記区分にかかわらず）		枯損・危険木処理 等		
	全国統一的な支援（国庫補助金）		県独自の支援（森林税）	

(2) 松林の区分と適用する防除対策

(R7.4月予定)

松林の区分（区域指定等）		対策の考え方等	対象面積 (ha)	伐倒 駆除	薬剤 散布	樹幹 注入	樹種 転換
未被害市町村の松林		被害発生なし	18,399	—	—	—	—
被害市町村	守るべき松林	・高度公益機能森林 ・地区保全森林	機能が高い松林 を維持し保全 (23%) 20,911	○	(※) ○	○	—
	周辺松林	・被害拡大防止森林 ・地区被害拡大防止森林	守るべき松林へ の感染拡大防止 (25%) 23,314	○	—	—	○
	その他松林	(上記以外の松林)	28,108	—	—	—	○
合計 (民有林全体の松林面積)			90,732				

注) 1 (※) 薬剤散布：空中薬剤散布及び、地上薬剤散布は実施対象森林が限定される。

2 対象面積欄の () 書きは、民有林の松林全体面積の構成割合を示す。

3 松林面積は令和6年9月現在（県 HP 長野県民有林の現況_第11表より）小数点以下第一位四捨五入

(3) 標高を考慮した対策の概念

長野県のアカマツ林は断続的にどこまでも分布しており、海岸防災林とは異なり、守るべき松林を孤立させるといった概念があてはまりにくい状況。ただし、被害が激害化しやすい標高 900m より低い松林は全体の 30%未満であり、言い方を変えれば、感染源として松林を取り除くことはできなくとも、標高を味方につけることができると考えます。

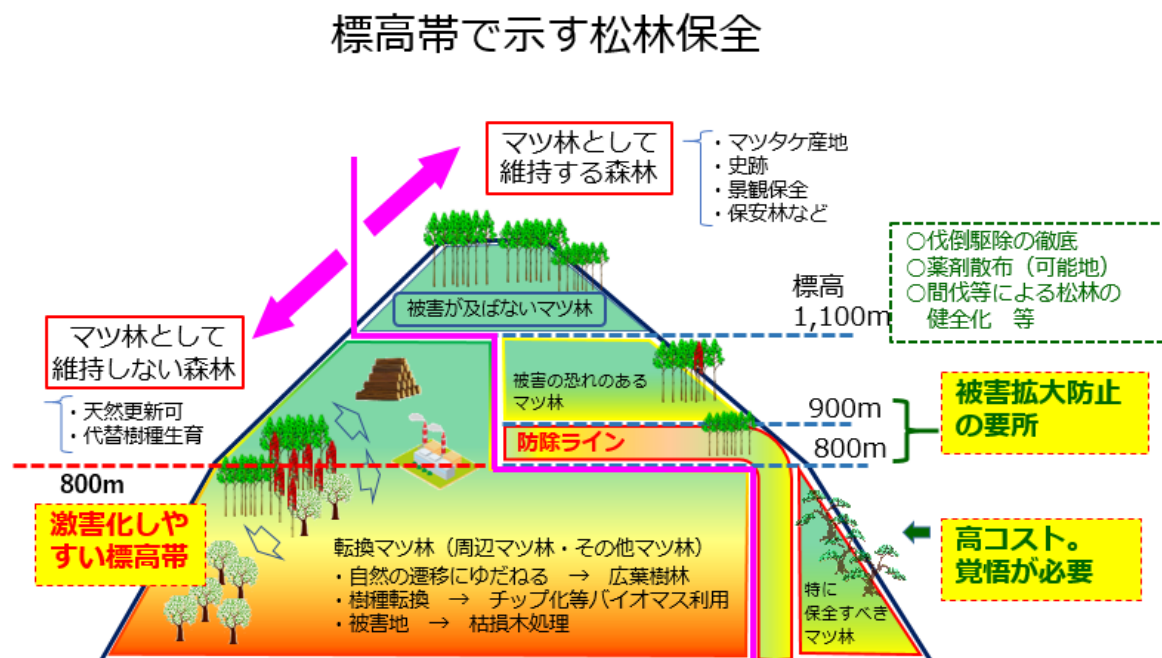
そこで、長野県にあてはまる形で、対策のイメージを垂直方向で表現してみたものが下図となります。

標高 900m 以下の地域では被害が速い速度で拡大し激害化しやすいということから、基本的にはこの標高帯では、特に保全すべき松林がある場合は、対策が高コストで、薬剤の使用なども将来にわたって継続しなければならない覚悟が必要であり、それが可能でなければ、被害拡大を見越したアカマツ材の利用、樹種転換、あるいは被害後の森林再生などを検討すべきゾーンとする考え方となります。

また、標高を味方に付ける考え方からすれば、標高 800m から 900m 付近の、被害が入りやすい林縁部を被害拡大防除ラインと位置づけ、伐倒駆除の徹底、間伐等による松林の健全化、また、人の居住地域と重複しない条件であれば薬剤散布を実施するという判断もできるのではないかと考えます。

【標高帯で示す松林保全の考え方】

「松林の 7 割が標高 800m 以上にある」ことを考慮した長野県オリジナルの図



(4) 被害先端地域における防除の徹底

ア 守るべき松林として防除の強化

地区の「松くい虫防除対策協議会」等を通じて、守るべき松林に位置付き、徹底した防除を実施し、被害の拡大を抑制します。

イ 広域連携による被害木の早期発見と適期駆除の実施

地区の「松くい虫防除対策協議会」等を通じて、被害先端地域で監視体制を強化し、被害木の早期発見に努め、カミキリの産卵時期に枯損しているマツを把握し、翌年にマツノマダラカミキリが羽化脱出する前に、枯損木を駆除します。原則、枯損木は全木駆除するものとします。

ウ 枯損木（被害木等）の発生状況の把握

枯損木周辺の松林について、潜在被害木の発見に有効な「ヤニ打ち調査」を実施する等、効果的な被害木駆除に努めます。

エ 被害の拡大防止のため、薬剤による予防対策や樹種転換等の総合的な対策の実施

(5) 枯損木の資源活用の取り組み

枯損木にも利用価値があれば、伐採除去が進んで山が再生しやすくなり、木質バイオマス発電所など木材チップを持ち込める施設があれば、大掛かりな伐採や樹種転換の受け皿になること、さらに、地域の施設のボイラーが、チップを燃料とするボイラーになれば、被害木を直ちに伐採してチップ化してそこに持ち込む仕組みを作ることでもでき、これにより、伐採処理コストの回収や確実な駆除の実施にもつながります。

(6) 被害木の早期発見、適期駆除

ア 監視の強化

被害拡大地域や守るべき松林等においては、定期的に被害木調査等のパトロールを実施し、早期に被害木を発見し、適期に伐倒駆除することが重要となります。

このため、監視員の設置や地域住民の協力を得て、定期的な被害木調査等に努め、被害木の位置や発見時期を図化する等（7～9月に枯損した木にカミキリが産卵する⇒ターゲット木）、関係者が情報を共有するとともに、地区の「松くい虫防除対策協議会」等で対策を検討し、適期の駆除の徹底を図ります。

また、ドローンによる上空からの松枯れの監視、撮影により、撮影した写真に被害木の位置（座標）情報をもたせることで、スマートフォン等のGPS機能を使い容易に枯損木を把握、駆除する方法の普及に取り組みます。

イ 秋駆除の徹底

近年の夏季の猛暑・残暑に伴い、当年枯れが増加しているため、枯損後の適期駆除（秋駆除）を迅速に進め、カミキリの産卵木の除去を確実に実施します。

(7) 安全に配慮した防除対策の推進

「長野県防除実施基準」に基づき、空中薬剤散布の実施においては、周辺住民等とのリスクコミュニケーションや安全確認調査などの取組みを推進します。

また、市町村が行う住民説明や、薬剤の安全確認調査の経費等へ支援するとともに、県が自ら実施する環境影響調査を継続し、地域ごとに薬剤による防除効果を把握するための「特別防除等の枯損木調査」を実施します。

(8) アカマツ以外への樹種転換等

公共造林事業（樹種転換・更新伐）を活用し、戦略的かつ効果的な被害対策のため、アカマツ以外への転換を図り、守るべき松林等への被害拡大防止を図る。併せて、未被害材等の利活用

(木質バイオマス利用を含む)を推進します。

(9) 広域連携による被害対策の推進

森林管理署、県、市町村、森林組合等関係者の広域的な連携による松くい虫防除対策が重要であり、次のような対策に積極的に取り組みます。

ア 地区の「松くい虫防除対策協議会」の活動強化・拡充を図り、関係機関が連携した継続的な被害防除対策の実施

- ① 関係者による被害木の一斉調査、駆除等の実施 等
- ② 被害木駆除等を適期に実施するため、関係者による労務等の連絡調整を進める
- ③ 広域市町村等による空中薬剤散布の連絡調整に基づく、安全・効果的な散布の実施
- ④ アカマツ材の利活用の推進 等

イ 松くい虫防除方法・技術の定着・普及啓発

松くい虫防除方法やその技術の定着を図るため、情報提供を行うと伴に、現地検討や研修会などの開催

(10) 新たな技術の試験等

長野県林業総合センターを中心として、新たな試験研究や必要な調査に引き続き取り組みます。

(11) 松くい虫未被害市町村への支援

近年、未被害市町村（市町村地区実施計画未作成の市町村）での被害木が確認されており、この被害木を放置すると被害拡大につながる恐れがあることから、監視や早期に駆除する必要があるため「長野県森林づくり県民税」を活用した支援を引き続き行います。

松林健全化推進事業 駆除事業（国補正）

森林づくり推進課

1 事業の趣旨

【現状】

松くい虫被害は、昭和56年の発生以降、区域の拡大を伴い被害量が増加し、平成7年度に約5.7万m³のピークを迎えた後、平成25年度は78,870m³と過去最高の被害量となった。令和5年度末では55,280m³と令和4年度に引続き微増傾向に転じ、依然として高止まりの状況となっている。

一度拡大した被害の沈静化に向けて被害対策を進めているものの、今後も被害の拡大が懸念され、なお一層の対策を望む声が大きくなっている。

このため、「被害レベルマップ」を活用し、効率的な予防対策の実施と共に、被害木駆除を重点的に進め被害の拡大防止を図る。

2 補正理由

県内における松くい虫被害は、温暖化等の影響により令和4年度以降微増傾向であったが、令和6年度においては夏季の高温少雨により被害が急激に増加した。

このため、松くい虫の被害が増加している地域において、被害木を徹底的に駆除することにより、被害の拡大を防止し、対策対象松林の保全を図る必要があるため。

3 事業内容

松くい虫被害の拡大を防止するため、守るべき松林及び周辺松林において被害木の中のカミキリムシを駆除する。

【駆除方法】

○ 被害木伐倒くん蒸 伐倒した被害木をシートで包み薬剤によりくん蒸し殺虫する。

4 事業主体 市町村

5 補助率 3/4（国庫1/2、県1/4）

6 駆除量 4,247m³

7 事業規模 133,780千円

8 補正予算額 （全額繰越予定）7-4-11

100,335千円（国補 66,890千円 一財33,445千円）（裁）

（千円）

区 分		R6年度当初	R6年度補正	合計
全 体	駆除量（m ³ ）	2,872	4,247	7,119
	予算額（千円）	64,520 (21,505)	100,335 (33,445)	164,855 (54,950)
通 常 （ 裁 ） 駆 除	国庫補助 駆除量（m ³ ）	2,872	4,247	7,119
	予算額（うち一財）	64,520 (21,505)	100,335 (33,445)	164,855 (54,950)

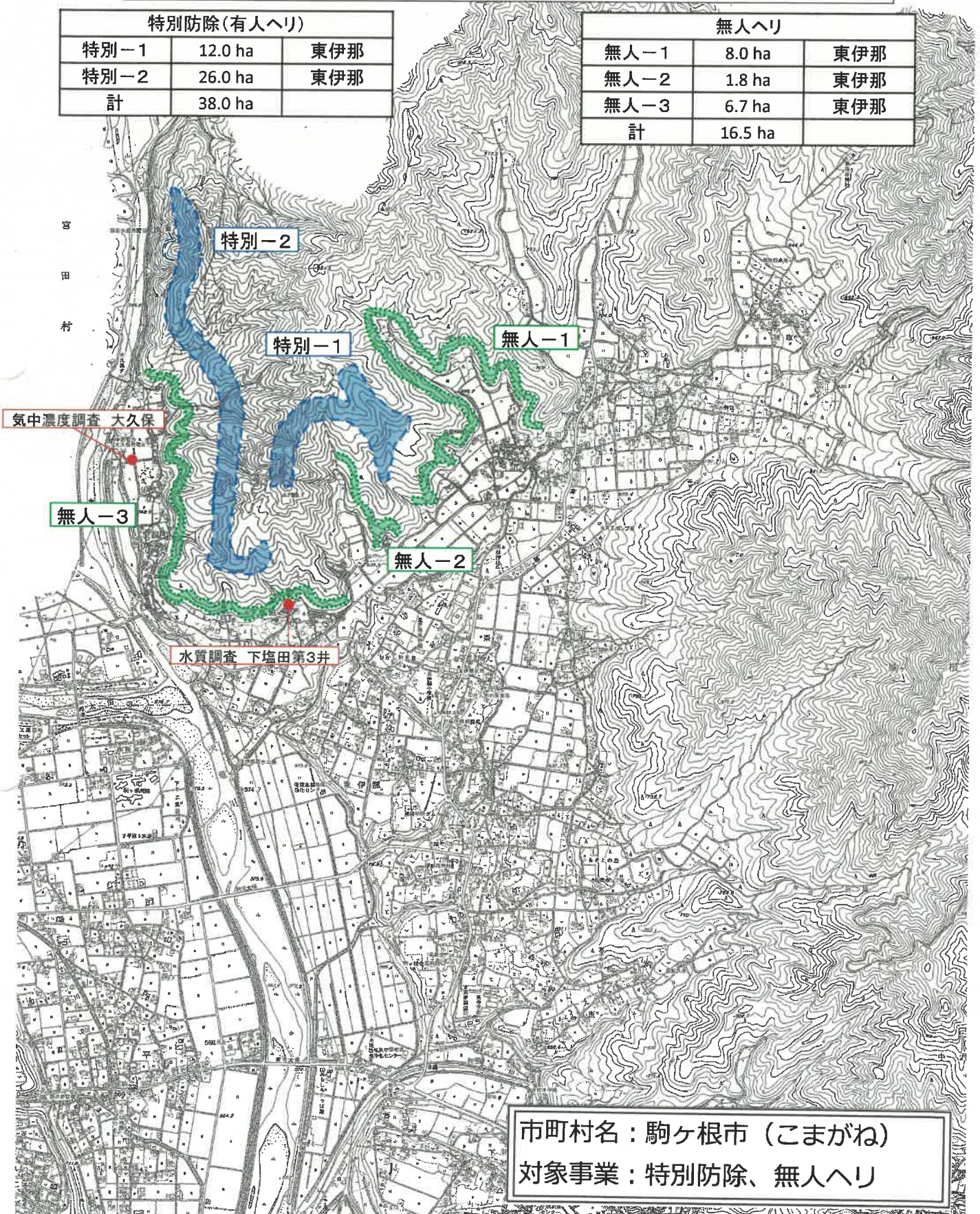
松くい虫被害対策に関する主な事業概要

財源区分	対象市町村・対象森林	支援対象及び補助率	事業主体
国庫補助金・ 交付金活用 事業	被害市町村	<ul style="list-style-type: none"> ① 薬剤散布や安全確認、樹幹注入 3/4 以内 ② 伐倒駆除や樹種転換 3/4 以内、1/2 以内、県が定める標準経費の 70/100 以内 ③ 植栽、保育での森林再生（造林補助金） 県が定める標準経費の 100/100 以内、70/100 以内など 	市町村 ②、③については、 市町村、森林所有者 及び森林組合など
県単独事業	被害市町村	<ul style="list-style-type: none"> ① 薬剤散布 1/2 以内 ② 伐倒駆除（特殊伐採対象） 1/2 以内 	市町村
森林づくり 県民税活用 事業 （市町村森 林整備支援 事業）	県内全市町村・ 森林以外（公園など）	<ul style="list-style-type: none"> ① 伐倒駆除 1/2 以内 	市町村
	未被害市町村	<ul style="list-style-type: none"> ① 病虫害被害の監視や初期段階における伐倒駆除など 1/2 以内 	市町村
	県内全市町村	<ul style="list-style-type: none"> ① 枯損木の利活用 枯損木をバイオマス発電等へ利活用するための伐倒や搬出 など 90/100 以内 	市町村

松くい虫特別防除(有人ヘリ)・無人ヘリ防除計画図

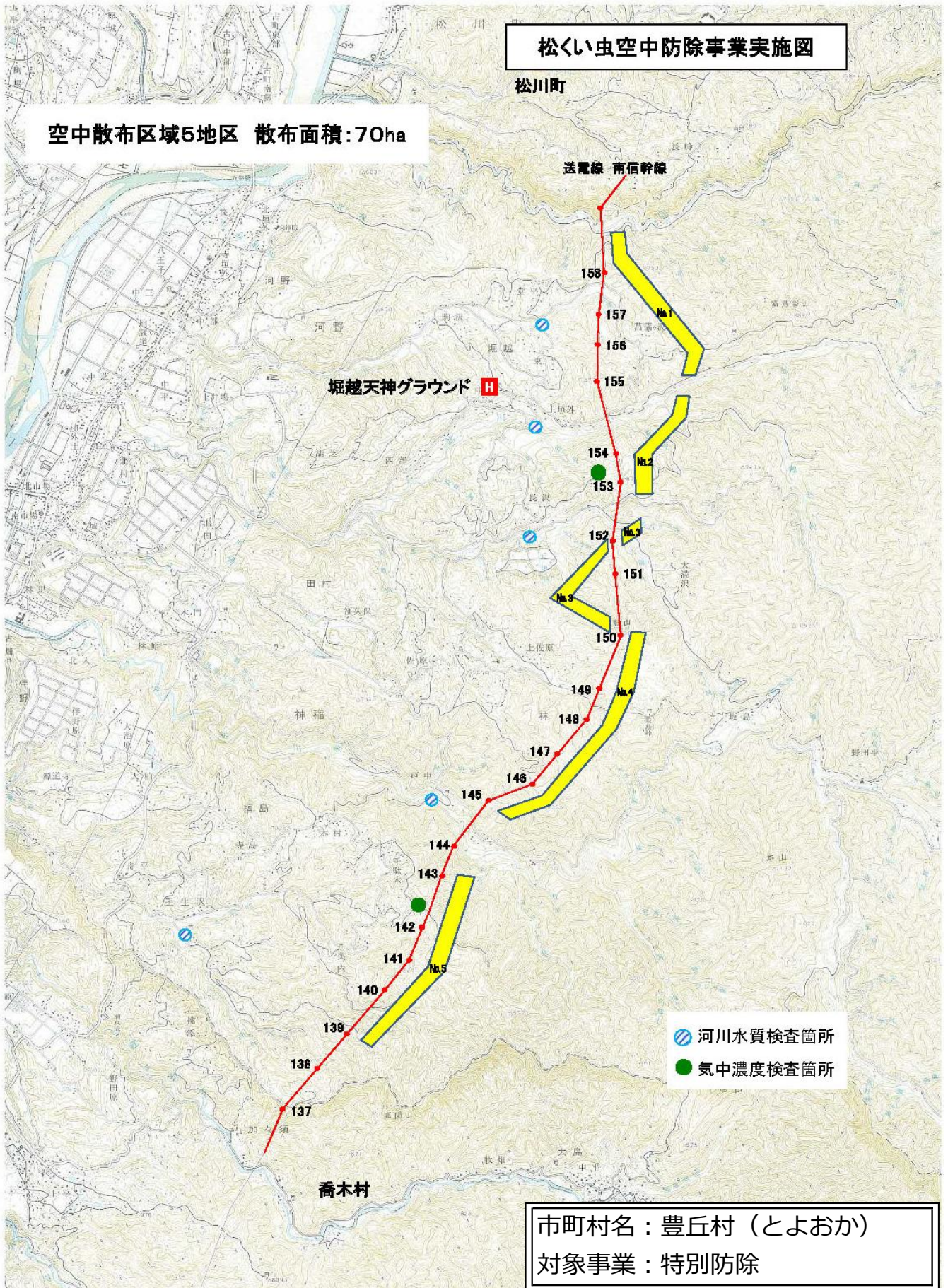
特別防除(有人ヘリ)		
特別-1	12.0 ha	東伊那
特別-2	26.0 ha	東伊那
計	38.0 ha	

無人ヘリ		
無人-1	8.0 ha	東伊那
無人-2	1.8 ha	東伊那
無人-3	6.7 ha	東伊那
計	16.5 ha	

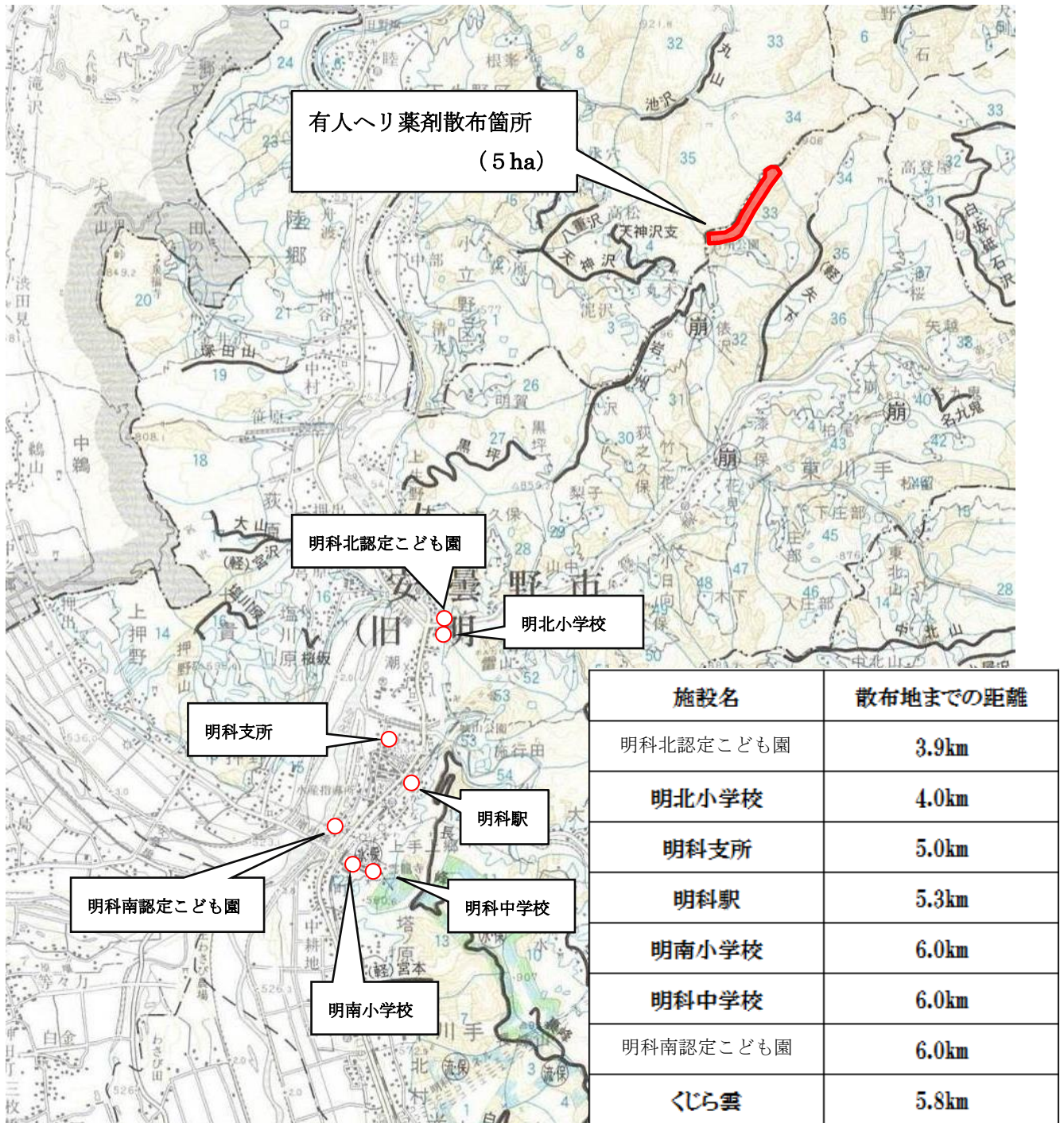


市町村名：駒ヶ根市（こまがね）
 対象事業：特別防除、無人ヘリ

豊丘村 特別防除



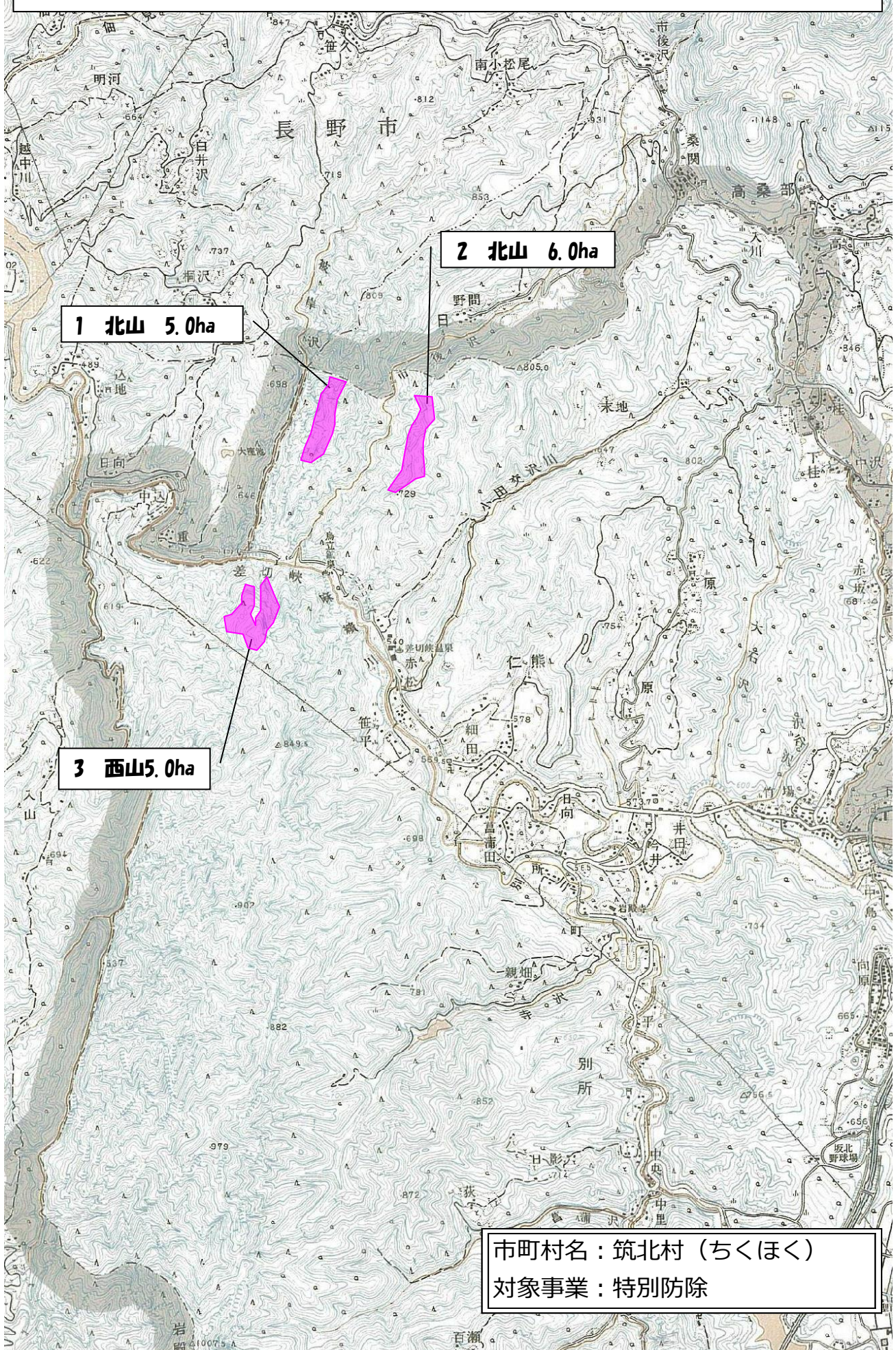
安曇野市 特別防除計画位置図

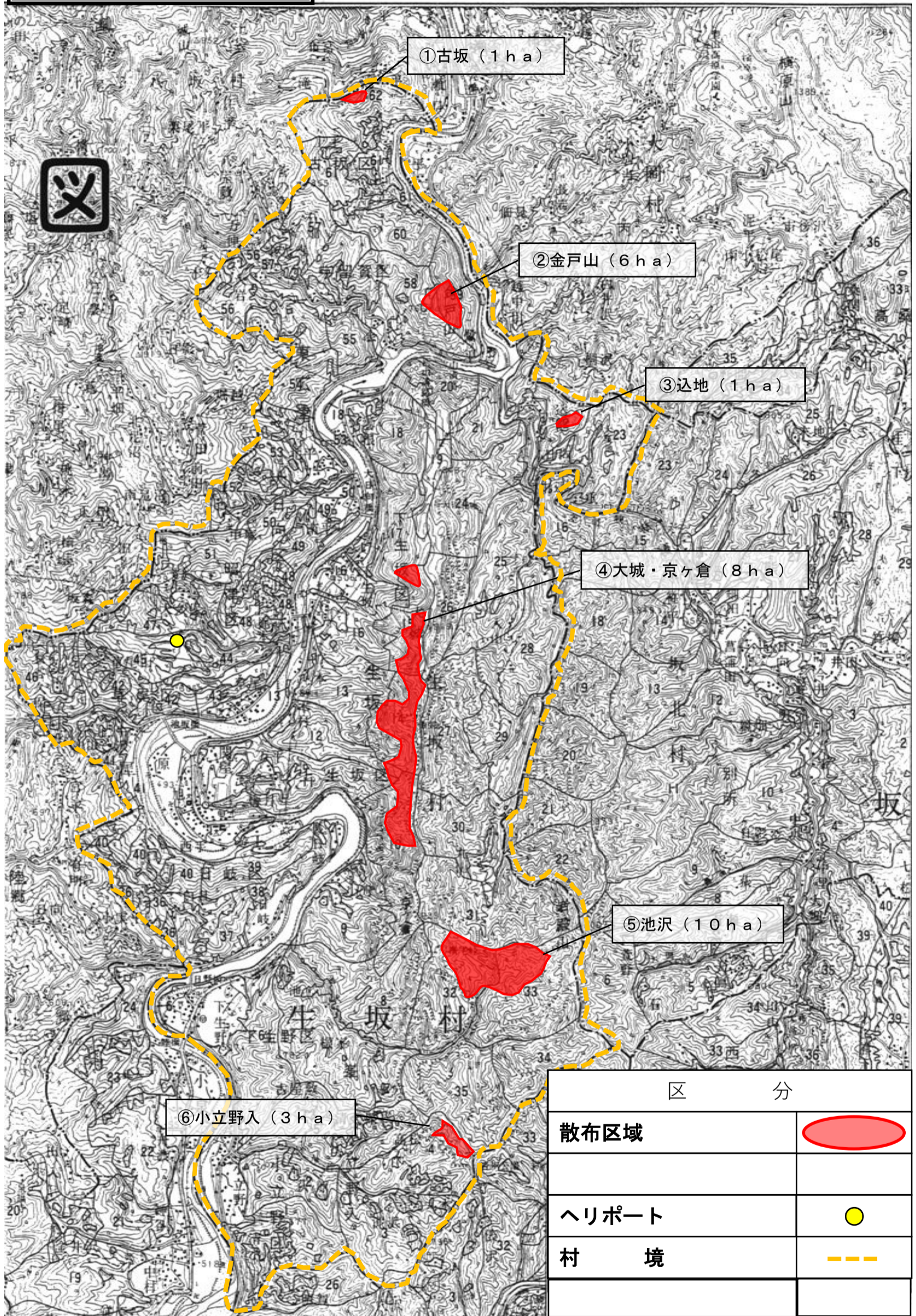


市町村名：安曇野市（あずみの）
 対象事業：特別防除

松林健全化推進事業（薬剤空中散布）箇所図

縮尺1:25,000





市町村名：生坂村（いくさか）
 対象事業：特別防除

位置図



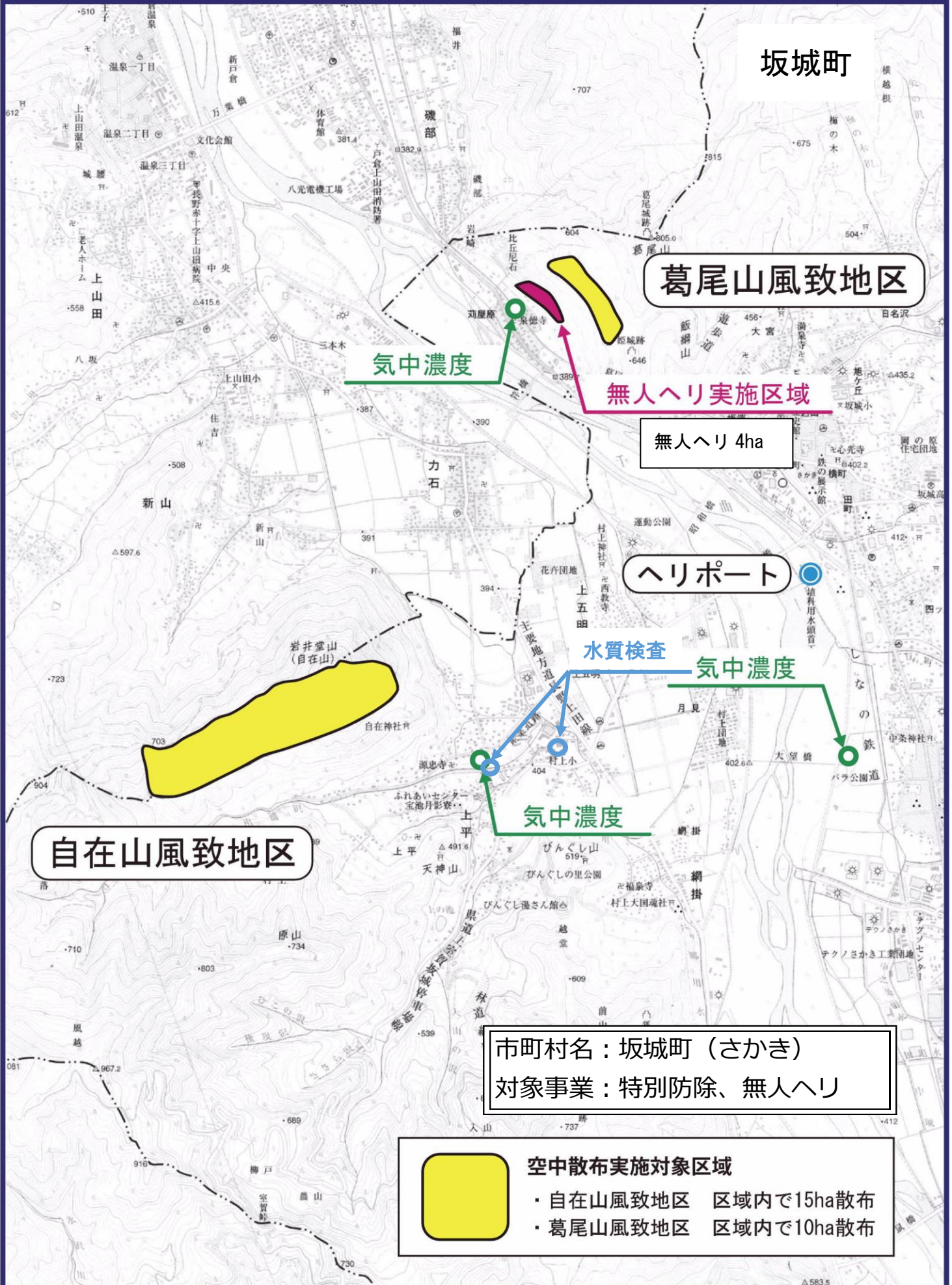
上籠

大町市八坂

市町村名：大町市（おおまち）
対象事業：特別防除

1:50,000

松くい虫防除対策 空中散布実施対象区域図



令和7年1月23日
中部森林管理局

国有林における松くい虫被害対策について

1 概 要

中部森林管理局が管理する長野県内の国有林約37万ha（国有林野約36.7万ha、官行造林地約4千ha）のうち、アカマツ林は約2%の約7千haとなっています。

このうち、1,510haを高度公益機能森林、2,308haを被害拡大防止森林に指定しています。

国有林の高度公益機能森林等の指定面積の内訳（令和元年度改正）

森林管理署	市町村	国有林名	面積 (ha)	
			高度公益機能	被害拡大防止
北信	長野市	朝日山国有林	89	
		大峰山国有林	106	
		保科山国有林	356	
署計			551	
中信	松本市	御殿山国有林	10	
	安曇野市	唐沢国有林	39	
署計			49	
東信	上田市	半過山国有林	224	
	青木村	飯縄山国有林	200	
	御代田町	浅間山国有林	10	926
	軽井沢町			1,129
	小諸市			37
			高峰山国有林	
署計		434	2,308	
南信	豊丘村	大乘坊山国有林	353	
		豊丘村官行造林	81	
	阿南町	阿南町官行造林	42	
署計			476	
局計			1,510	2,308

※ 「高度公益機能森林」とは、民有林でいう「守るべき松林」に相当します。
また、「被害防止拡大森林」とは、民有林でいう「周辺松林」に相当します。

2 被害対策について

(1) 実施状況について

国有林では、「中部森林管理局松くい虫被害対策実施計画」を策定し、被害木の早期発見と適期の駆除に努めています。

これまで実施した防除対策は、下表のとおりです。なお、令和6年度分は、現在実行中であり年度末までに完了予定の数値も含まれます。

国有林における市町村別伐倒駆除量等 (単位：m³)

市町村	R4年度	R5年度	R6年度
長野市	20	41	25
松本市	19 (1,795)	0 (1,290)	0 (560)
安曇野市	29	17	7
上田市	—	—	—
東御市	—	—	—
青木村	—	48	39
小諸市	—	—	—
軽井沢町	—	—	40
御代田町	26	—	—
豊丘村	—	7	37
合計	94 (1,795)	113 (1,290)	148 (560)

※ () は、治山事業による実施量で外書き。なお、治山事業では、被害木の伐倒のみでくん蒸処理は行っていない。

過去5カ年の防除実績

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
特別防除 (ha)	—	—	—	—	—
地上散布 (ha)	—	—	—	—	—
樹幹注入 (本)	—	179	—	—	469
伐倒駆除 (m ³) (治山事業)	820 (926)	463 (1,065)	94 (1,795)	113 (1,290)	148 (560)

※ 樹幹注入は、浅間山国有林(御代田町)の「浅間山霧上の松希少個体群保護林」内において実行予定。

(治山事業の内訳)

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
伐倒駆除 (m ³)	926	1,065	1,795	1,290	560

松本市にある姥ヶ懐^{うばがふところ}国有林および殿山・邸山^{とのやま やしきやま}国有林では、マツ材線虫病による被害が平成18年ころから見られはじめ、伐倒駆除を行ってきました。

松本市及びその周辺地域同様に平成28年頃に激害化しました。このため当初は防除作業を行っていましたが、被害拡大が早く、保安林の機能低下の防止を図るため、治山事業による被害木の伐倒処理を行うとともに、跡地への植栽に取り組みました。

植栽した樹種は、抵抗性マツのほかに地元の意見を取り入れ広葉樹としましたが、もともとやせ地であることから生育状況が悪く、途中から林内に生育するマツ、広葉樹による天然更新に期待し、現在はその推移を見守っている状況です。今後はその生育状況に応じた施業を検討していくこととしています。

(2) 令和7年度の被害対策について

被害木については、春駆除または秋駆除として適期に駆除を行います。

今後も、県、関係市町村及び松くい虫被害対策協議会等と連携し、必要な防除対策に努めて参ります。

松くい虫被害対策実施計画の変更（案）について

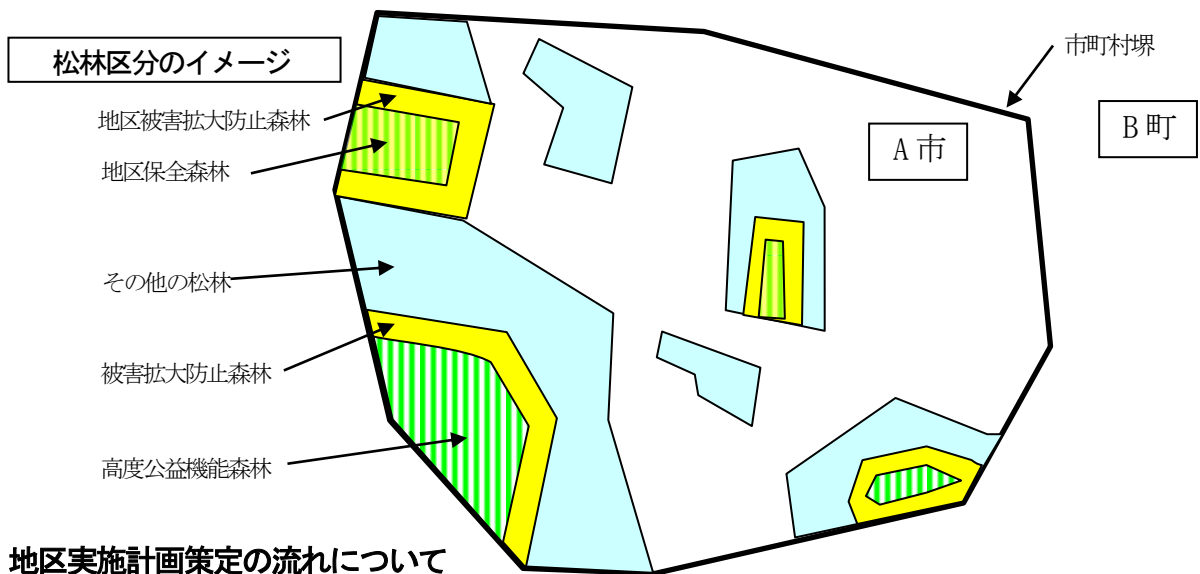
1 対策対象松林について

松くい虫の被害対策については、森林病虫害防除法第7条の5に基づき、都道府県知事が指定を行う森林と、市町村が同法第7条の10に基づき、地区実施計画として指定を行う森林がある。

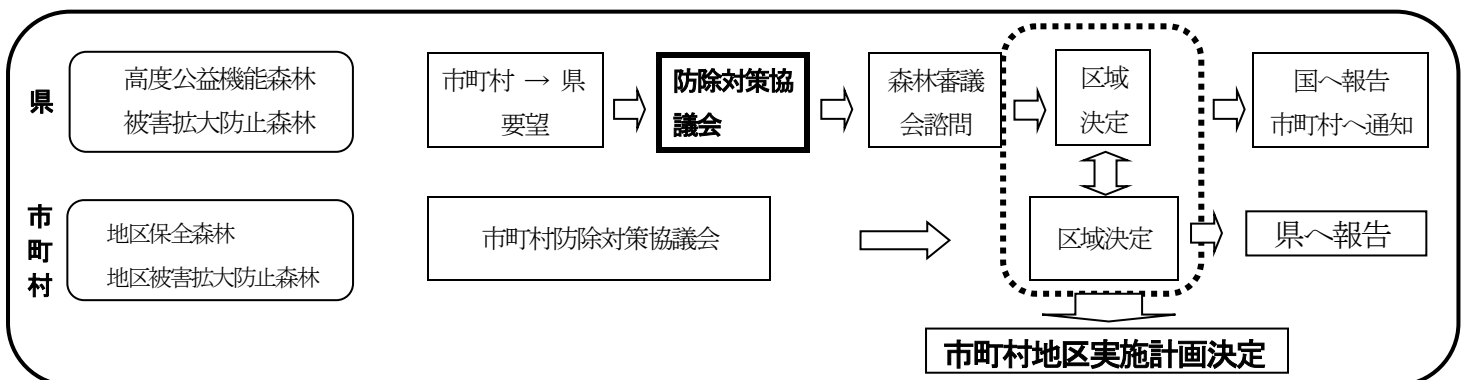
地区実施計画は、毎年の被害動向等を踏まえて区域の見直しを行っており、県が指定を行う「高度公益機能森林」及び「被害拡大防止森林」についても、一体的な対策を進めるため、防除対策を行う市町村より区域の変更要望が提出されており、これを踏まえ保安林区域等について指定の変更を行い、それぞれの区分に応じた防除方法を組み合わせ、効果的な対策を推進する。

松林区分について（庭木や街路樹、墓地等の単木の場合は除く）

区 分		指定の考え方
対策対象松林	守るべき松林	高度公益機能森林（県） 地区保全森林（市町村）
	周辺松林	被害拡大防止森林（県） 地区被害拡大防止森林（市町村）
その他の松林		松以外の樹種でも森林の機能の発揮が確保できるため、自然遷移により樹種転換を図る松林。



2 地区実施計画策定の流れについて



民有林松林の指定区分別面積の変更予定と被害・駆除の状況

(R7.4現在)

松林の区分			R7計画 (予定)			R6		令和6年度 被害・駆除見込				
			A	シェア	増減 A-B	B	シェア	被害量	駆除量			
未被害市町村 24			ha 18,399	% 20	ha △ 339	ha 18,738	% 21	—	—			
被害市町村 53	守るべき 松林	高度公益機能森林 (知事指定)	ha 2,372	% 3	ha 0	ha 2,372	% 3	m3 44,578	m3 29,669			
		地区保全森林 (市町村長指定)	ha 18,539	% 20	ha 878	ha 17,661	% 19					
		小計	ha 20,911	% 23	ha 878	ha 20,033	% 22					
	周辺松林	被害拡大防止森林 (知事指定)	ha 555	% 1	ha 0	ha 555	% 1					
		地区被害拡大防止森林 (市町村長指定)	ha 22,759	% 25	ha 1,639	ha 21,120	% 23					
		小計	ha 23,314	% 26	ha 1,639	ha 21,675	% 24					
	その他の松林			ha 28,108	% 31	ha △ 2,212	ha 30,320			% 33	m3 4,415	—
	計			ha 72,333	% 80	ha 305	ha 72,028			% 79	m3 48,993	m3 29,669
	合計			ha 90,732	% 100	ha △ 34	ha 90,766			% 100	m3 48,993	m3 29,669

注) 被害量はR6.12月末現在で、駆除量はR7.1現在の見込み(市町村単独事業は含まない)

地区実施計画の変更に伴う対策対象松林別面積（案）

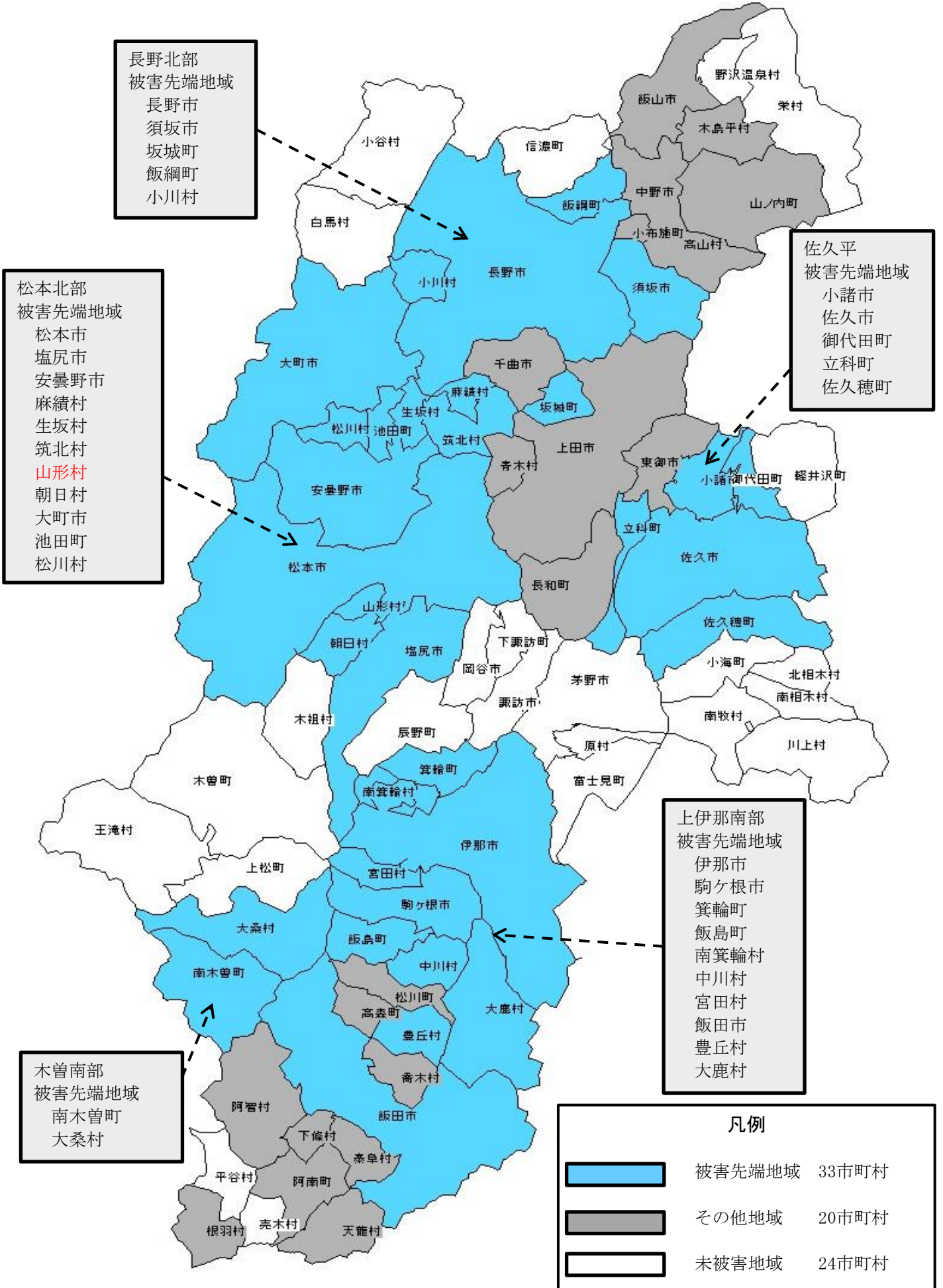
令和7年4月

様式2-5

（単位：h a）

区分	市町村名	松林面積 *1	変更	地区実施計画対象松林												備考 (例：被害拡大による、防除対策の見直しに伴う松林区分の変更)					
				①高度公益機能森林				②被害拡大防止森林				③地区保全森林					④地区被害拡大防止森林				①+②+③+④ 計
				R6 A	R7計画 B	% B/A	R6 A	R7計画 B	% B/A	R6 A	R7計画 B	% B/A	R6 A	R7計画 B	% B/A		R6 A	R7計画 B	% B/A		
被 害 発 生 市	小諸市	490		6	6	100				36	36	100	318	318	100	360	360	100			
	佐久市	2,514			13	100	13	13	100	151	151	100	1,910	1,910	100	2,074	2,074	100			
	佐久穂町	588								40	40	100	330	330	100	370	370	100			
	御代田町	79		7	7	100	31	31	100	3	3	100	32	32	100	73	73	100			
	立科町	451		4	4	100	15	15	100	16	16	100	250	250	100	285	285	100			
	上田市	5,808		1,290	1,290	100	268	268	100	2,106	2,106	100	804	804	100	4,468	4,468	100			
	東御市	372		7	7	100				195	195	100	153	153	100	355	355	100			
	長和町	1,387		141	141	100				676	676	100	269	269	100	1,086	1,086	100			
	青木村	1,200	○	115	115	100	15	15	100	558	482	86	170	246	145	858	858	100	被害拡大による、防除対策の見直しに伴う松林区分の変更		
	伊那市	6,962	○							1,407	1,399	99	1,598	1,606	101	3,005	3,005	100	被害拡大による、防除対策の見直しに伴う松林区分の変更		
生 市	駒ヶ根市	2,898	○							1,124	1,746	155	203	256	126	1,327	2,002	151	被害拡大による、防除対策の見直しに伴う松林区分の変更		
	箕輪町	1,675	○							727	1,079	148	53	238	449	780	1,317	169	防除対策の見直しに伴う松林区分の変更及び、高標高地への被害拡大による増。		
	飯島町	735								37	37	100	211	211	100	248	248	100			
	南箕輪村	246	○							65	12	18	110	157	143	175	169	97	被害拡大による、防除対策の見直しに伴う松林区分の変更		
	中川村	1,278											51	51	100	51	51	100			
	宮田村	239	○								6		67	66	99	67	72	107	防除対策の見直しに伴う松林区分の変更		
	飯田市	5,033		16	16	100				1,092	1,092	100	558	558	100	1,666	1,666	100			
	松川町	1,256	○							296	347	117	614	614	100	910	961	106	被害拡大による、防除対策の見直しに伴う松林区分の変更		
	高森町	810	○							152	152	100	150	122	81	302	274	91	被害拡大による、防除対策の見直しに伴う松林区分の変更		
	阿南町	1,375																			
町 村	阿智村	1,973								61	61	100	482	482	100	543	543	100			
	根羽村	412																			
	下條村	405								98	98	100	30	30	100	128	128	100			
	天龍村	564								112	112	100				112	112	100			
	泰阜村	1,034																			
	喬木村	988								523	523	100	311	311	100	834	834	100			
	豊丘村	1,608								630	630	100	401	401	100	1,031	1,031	100			
	大鹿村	911								159	159	100	241	241	100	400	400	100			

松くい虫被害区域図（令和7年4月現在）53市町村



長野県松くい虫防除対策協議会設置要領

(目的)

第1 松くい虫被害のまん延の未然防止と、防除対策を適正かつ円滑に実施し、関係者との連絡調整を図り、松林の保護育成を総合的に推進するため、長野県松くい虫防除対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会においては、次の事項について連絡協議する。

- (1) 松くい虫被害の予防と徹底防除の広報活動に関する事項
- (2) 被害地からの松材移出入の自粛と被害材の有効利用に関する事項
- (3) 健全な松林を育成する運動に関する事項
- (4) 県実施計画の策定又は変更に関し必要と認めた事項
- (5) 被害対策の計画的な実施に関し必要と認めた事項
- (6) 特別防除の適正かつ円滑な実施に関し必要と認めた事項
- (7) その他必要と認める事項

(構成)

第3 協議会は、次の関係機関及び公募により選任された委員（以下「公募委員」という。）をもって構成する。

中部森林管理局

長野県市長会

長野県町村会

長野県森林組合連合会

長野県林業経営者協会

長野県農業協同組合中央会

長野県木材協同組合連合会

長野県建設業協会

長野県建築士会

長野県造園建設業協会

長野県治山林道協会

環境部 自然保護課

農政部 農業技術課

園芸畜産課

建設部 砂防課

都市・まちづくり課

県民文化部 文化振興課

長野県林業総合センター

林務部 森林政策課

信州の木活用課

森林づくり推進課

協議会には、会長を置き、林務部長をもって充てる。

(運営)

第4 協議会は、会長が招集する。

会議事項に応じて招集の範囲を調整することができる。

協議会の事務局は、森林づくり推進課に置く。

(公募委員)

第5 公募委員は、次により公募に応じた者の中から選任することとする。

(1) 公募委員は、2名以内とする。

(2) 公募委員の任期は2年とし、公募への再応募を妨げないものとする。

(3) 公募委員は無報酬とし、必要な旅費を支給するものとする。

(4) 公募委員の選任は、公平な方法をもって会長が行うものとする。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、協議会に必要な事項が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(沿革)

昭和56年 6月10日 設置

昭和62年 4月 1日 変更

昭和63年 4月 1日 変更

平成 元年 4月 1日 変更

平成 3年 4月 1日 変更

平成 6年 4月26日 変更

平成11年 4月 1日 変更

平成12年 4月 1日 変更

平成13年10月 1日 変更

平成16年 1月29日 変更

平成17年 1月25日 変更

平成18年12月27日 変更

平成20年 4月 1日 変更

平成24年 11月29日 変更

令和 7年 1月16日 変更